9/6 朝日

# すべて自己負担 請求額にびっくり

## 差額ベッドのなぞ 1

## 昨夏、記者が入院 2病院に計99万円支払い

入院した時にかかるお金の中で、高額になりやすく、わかりにくいのが「差額ベッド料」だ。個室などに入った場合に支払うが、公的な医療保険ではカバーされない。都市部だと、1～2週間の入院で数十万円になることも。仕組みについて調べてみた。

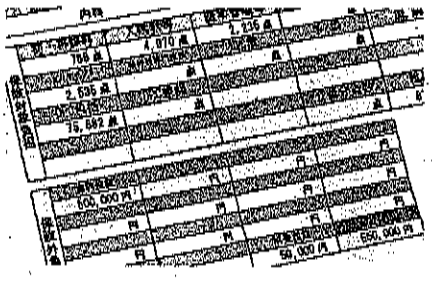

月ごとの領収書には差額ベッド料（室料差額）も記載される

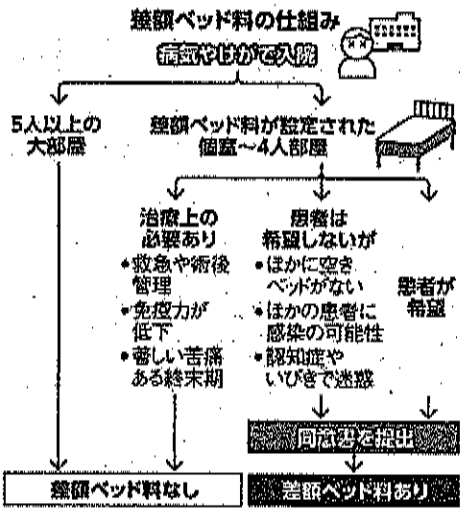


昨年夏、記者は重症の急性膵炎になり、東京都内の病院2カ所で計2カ月余の入院生活を余儀なくされた。「差額ベッド」問題に直面したのは、その時だ。

腹部の激痛に見舞われ、救急搬送された病院では「他のベッドが空いていない」と言われて、トイレ付きの個室に入った。新型コロナウイルスの感染「第7波」が続くなかだった。差額ベッド料の1日2万2千円（税込み）を支払う同意書は、入院した日の深夜に、妻が署名していた。

26日間入院し、支払った医療費の内訳は衝撃だった。保険が適用された医療費の自己負担は約27万円。一方、保険外の差額ベッド料は約57万円だった。

退院後、より専門的な治療のため大学病院を外来受診したところ、即入院に。多少の差額は払ってもいいと考えたが、案内されたのは想定よりずっと高い1日3万3千円の個室。「もっと安い部屋が空いたら移動する」という条件で入室したが、お金の心配をしだすと気分が重くなった。

3日後、1日8千円の2人部屋に移ることができた。結局、43日間入院して退院時に窓口で払った医療費は52万円余り。一方、差額ベッド料は、約42万円だった。

結局、二つの病院に支払った差額ベッド料は計約99万円。保険が適用された医療費自己負担より21万円余り多かった。

私たちが保険証を出して医療機関を受診した時の医療費は、公的な保険が適用され患者の負担は1～3割で済む。さらに自己負担を限度額内に抑える「高額療養費制度」も使える。

しかし、差額ベッド料は、保険で認められた医療費との「差額」であり、すべて自己負担だ。

差額ベッド料が必要な特別室（正式名称は特別療養環境室）は、個室に限らない。1人あたりの面積が6・4平方㍍以上などの条件を満たしていれば、4人の相部屋でも差額を請求できる。いくら請求するかは病院の自由だ。

差額ベッド料のかかる特別室は、もともとプライバシーなどの面で患者の「選択の機会を広げる」ために設けられたというのが建前だ。だが、実際には患者の選択によらずとも、高額の支払いが発生する場合がある。

## 「早く治療を」気が動転して同意書

退院後も差額ベッド料に対する疑問が残ったままだった。そこで、医療関連の相談を活動の柱にしている認定NPO法人「ささえあい医療人権センターCOML」で学ぶことにした。寄せられる相談の1割近くが差額ベッドに関するものだという。

押さえるべき原則は二つ。まず「治療上の必要がある場合は、差額ベッド料は請求できない」というルールだ。

①救急や術後の管理のため、その病室での治療が必要②免疫力が低下③著しい身体的・精神的苦痛がある終末期、などが対象と、厚生労働省の通知に例示されている。

治療に必要と判断されず、患者も希望していない場合はどうか。重要になるのが、「同意書を書けば請求可能になる」という二つめの原則だ。

患者が希望しなくても「特別室」に入らざるをえないのは、①他に空きベッドがない②感染症で他の患者に感染させる可能性がある③認知症やいびきなど大部屋では他の患者に影響が及ぶ――といったケースだ。

COMLが対応してきた様々なケースでは、たいていは病気やケガで気が動転しているなか、「とにかく早く入院したい」と思い、同意書を提出することが多い。私もそうだった。その後、差額ベッド料の請求書が届き、金額に驚くことになる。（浜田陽太郎）

◆4回でお伝えします。